

平成24年度分 申告受付会場および日程

Table with columns: 地区, 会場, 受付期間. Lists tax filing locations and dates for various municipalities like 味生, 立岩, 道後, etc.

●申告受付時間(時間の記載のない会場)は9時30分~15時まで
●□の会場は今年度から申告会場を変更しています
●各会場とも初日は申告が集中し、大変混雑します。

市県民税の申告は 3月15日(木)まで

税の申告と納税はお早めに

市県民税の申告が始まります。締め切りが近くなると、申告会場が大変混雑することが予想されます。お早めに申告をお願いします。

- ①市県民税の申告書
②印鑑
③給与・年金所得者は原則、源泉徴収票
④事業所得者は、所得計算に必要な帳簿、領収書など
⑤その他の所得者は、所得金額を証明できるもの
⑥国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などの領収書
⑦生命保険料、簡易保険料などの控除証明書

申告に必要なもの

- ⑧地震保険料、共済掛金などの控除証明書
⑨医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の分かるもの
⑩障害者控除を受ける人は、障害・療育手帳または本市が発行する障害者控除対象者認定書など
※⑥~⑨は、平成23年1月1日~12月31日までに支払ったものに限ります

【対象】平成24年1月1日現在、市内に住んでいた人。ただし次の①~③に該当する人は除きます
①所得税の確定申告をする人
②給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
③前年中に所得がなかった人
【日時・会場】左表のとおり。会場で申告できなかった人は、直接または郵送で、申告書と申告に必要なもの(上記)を添えて〒790 8577 市民税課(市役所本館2階)に申告してください

【その他】学生や所得がなかった人で申告書が届いた場合は、申告書裏面の必要事項を記入し、市民税課へ提出または郵送してください。非課税証明書などを発行する基礎資料となります。前年中の所得を申告していない場合は、所得証明書などの即日発行ができません。社会保険料や医療費などの申告により、税金が軽減される場合があります。2月1日~3月15日まで所得税の確定申告も受け付けますが、年金や給与所得の簡易な還付申告に限ります

お問い合わせは、市民税課 ☎948 629911・62996・FAX 934 1802へ

市税の納め忘れは早めに

納税は国民の義務です。市税の納期が過ぎているのに納めていない人は、お早めに納付してください。納付が確認できないときは、市税催告センター(納税課へ市役所本館2階)内)が電話で納付を呼び掛けます。もし滞納したま

主な市税の納期

Table with columns: 税目, 月. Lists due dates for 個人市県民税, 固定資産税, 軽自動車税.

お問い合わせは、納税課 ☎948 629911・FAX 934 1802へ
必要なもの(納付書)は、ゆうちょ銀行の納付書は、ゆうちょ銀行でしか取り扱いできません

まだと、給与や預貯金、不動産などの差し押さえや、滞納整理の専門機関である愛媛地方滞納整理機構に移管する場合があります。なお一括納付が困難な場合は、お早めに納税課へご相談ください。
※3・5・12月の指定日(納税強化期間)は、納税課に夜間・休日窓口を開設します

市税催告センター
平成23年10月に開設。同センター(株アイヴィット)に委託)から電話で納付を呼び掛けていますが、ATM(現金自動預け払い機)の操作による口座振り込みを指示することはありません。振り込み詐欺などにはご注意ください。
【問い合わせ】☎948 6839
愛媛地方滞納整理機構
県内の市町で構成する一部事務組合。市町で処理が困難な滞納事案を引き受け、差し押さえなどの滞納整理を行う団体です。
【問い合わせ】☎913 5800 FAX 941 75933

電話で交付申請できます
国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険
所得税や市県民税の社会保険料控除を受ける場合など、納付額が確認できる納付証明書の発行は、窓口での交付申請以外に、電話でも申請ができます。
【申請方法】電話で納付証明書が必要な人の住所、氏名、生年月日を下記の各担当課へ
【交付方法】申請受け付け後、納付証明書を無料で郵送します
お問い合わせは、国民健康保険料は国保・年金課 ☎948 6376 FAX 934 631、後期高齢者医療保険料は高齢福祉課 ☎948 6941 FAX 934 17633、介護保険料は介護保険課 ☎948 6966 FAX 934 0815へ

